

管理区域作業における装備他

1. 管理区域の区域区分に係る値

汚染の程度による区分	汚染-A区域 (汚染なし)	汚染-B区域 (汚染-B)	汚染-C区域 (汚染-C)
表面汚染密度 (ベクレル/cm ²)	汚染のおそれなし	4未満	40未満
空気中の放射性物質濃度 (ベクレル/cm ³)	汚染のおそれなし	1×10 ⁻⁴ 未満	1×10 ⁻³ 未満

注)・基準値には、天然核種を含まない。

- ・表面汚染密度の基準値は、原則としてスミア法による値とする。
- ・空気中の放射性物質濃度については、⁶⁰Coを代表とした。

2. 保護衣・保護具類の着用基準

保護衣類	区域区分			
	汚染-A ^{※1}	汚染-B 1 ^{※2}	汚染-B 2 ^{※2}	汚染-C
一般作業服	○	○	○ ^{※3}	—
B服	—	○ ^{※4}	○	—
C服	—	—	—	○
アノラック	—	—	—	○ ^{※5}
B手袋	—	○	○	—
C手袋	—	—	—	○ ^{※5}
薄ゴム手袋	—	—	○ ^{※6}	○
B靴下	—	○	○	○
C靴下	—	—	—	—
B靴	—	○	—	—
B 2靴	—	—	○	—
C靴	—	—	—	○
C帽子	—	—	—	○
一般作業用ヘルメット	○	○	○ ^{※3}	—
Bヘルメット	—	○ ^{※4}	○	—
Cヘルメット	—	—	—	○

※1 汚染-B 1を通過して入域する場合は、汚染-B 1区域の保護衣類を着用する。

※2 汚染の程度による区分ではB区域であるが、外部放射線に係わる線量当量率による区分で、線量-1 (汚染-B 1) と線量-2 (汚染-B 2) とに分ける。

※3 パトロール等放射線防護上必要がないと判断した場合は、B服、Bヘルメットの代わりに着用することも可とする。

※4 必要に応じて一般作業服あるいは一般作業用ヘルメットの代わりに着用することも可とする。

※5 必要に応じ着用する。

※6 パトロール等放射線防護上必要がないと判断した場合は省略可とする。

3. 保護衣・保護具類着用例



一般作業服
B手袋・B靴・
Bヘルメット



B服
B手袋・B靴・
Bヘルメット



B服
B手袋・薄ゴム手袋・
B2靴・Bヘルメット



C服
薄ゴム手袋・C帽子・
C靴下



C服
薄ゴム手袋・C帽子・
C靴下・C靴・
Cヘルメット
(必要に応じC手袋)



アノラック上下



全面マスク



フードマスク

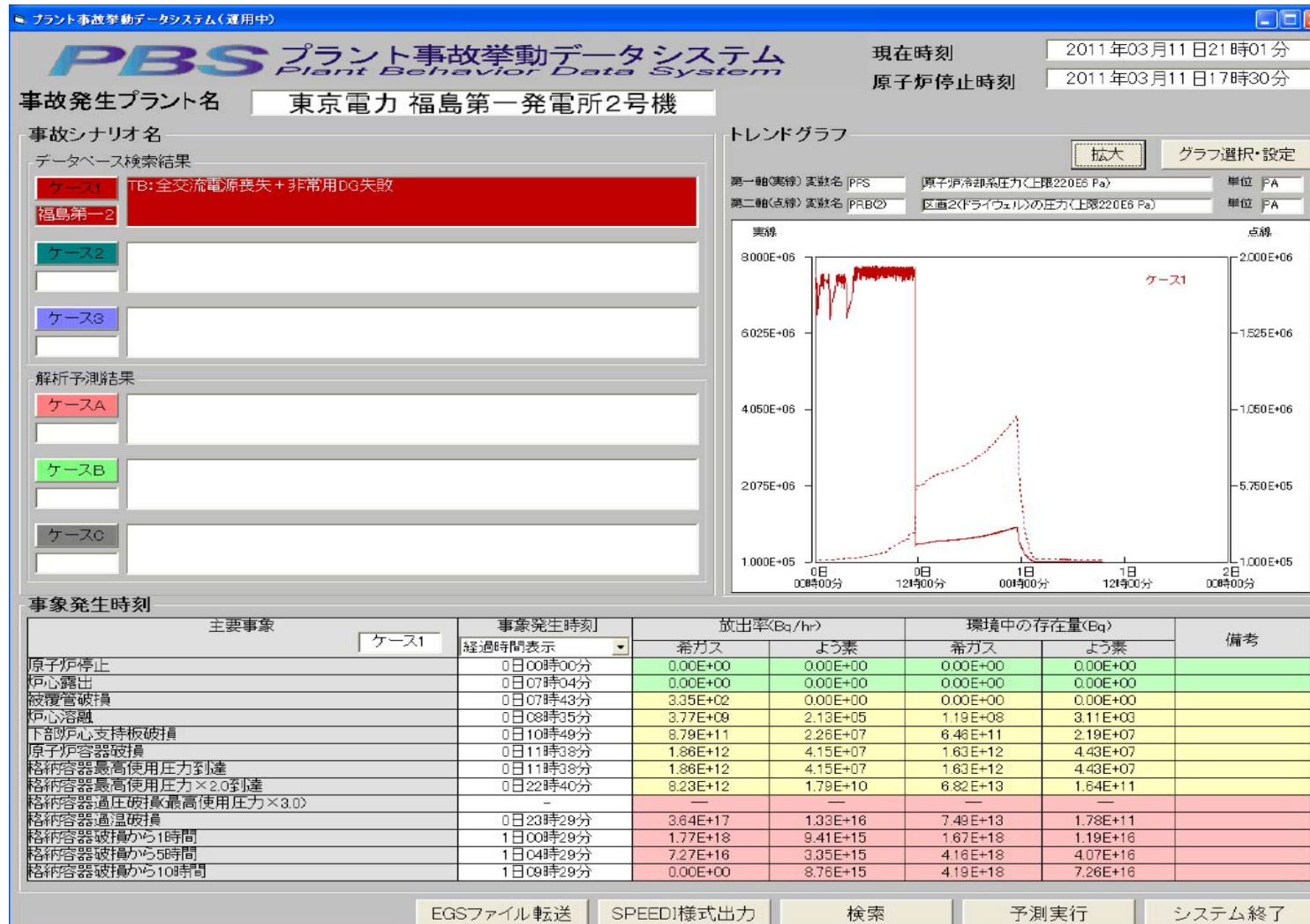


図1. 2号機の事故進展に関するデータ

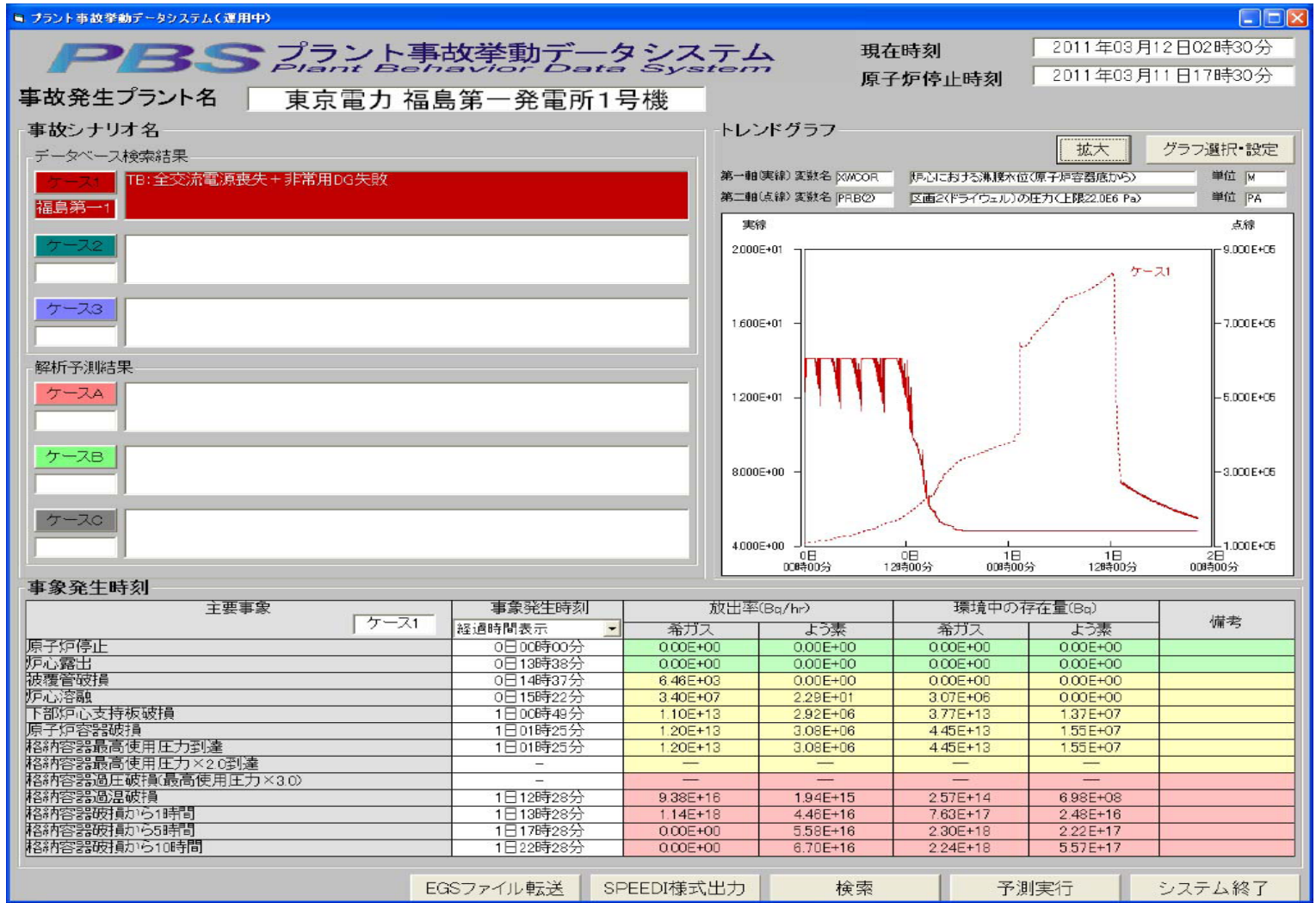


図2. 1号機の事故進展に関するデータ

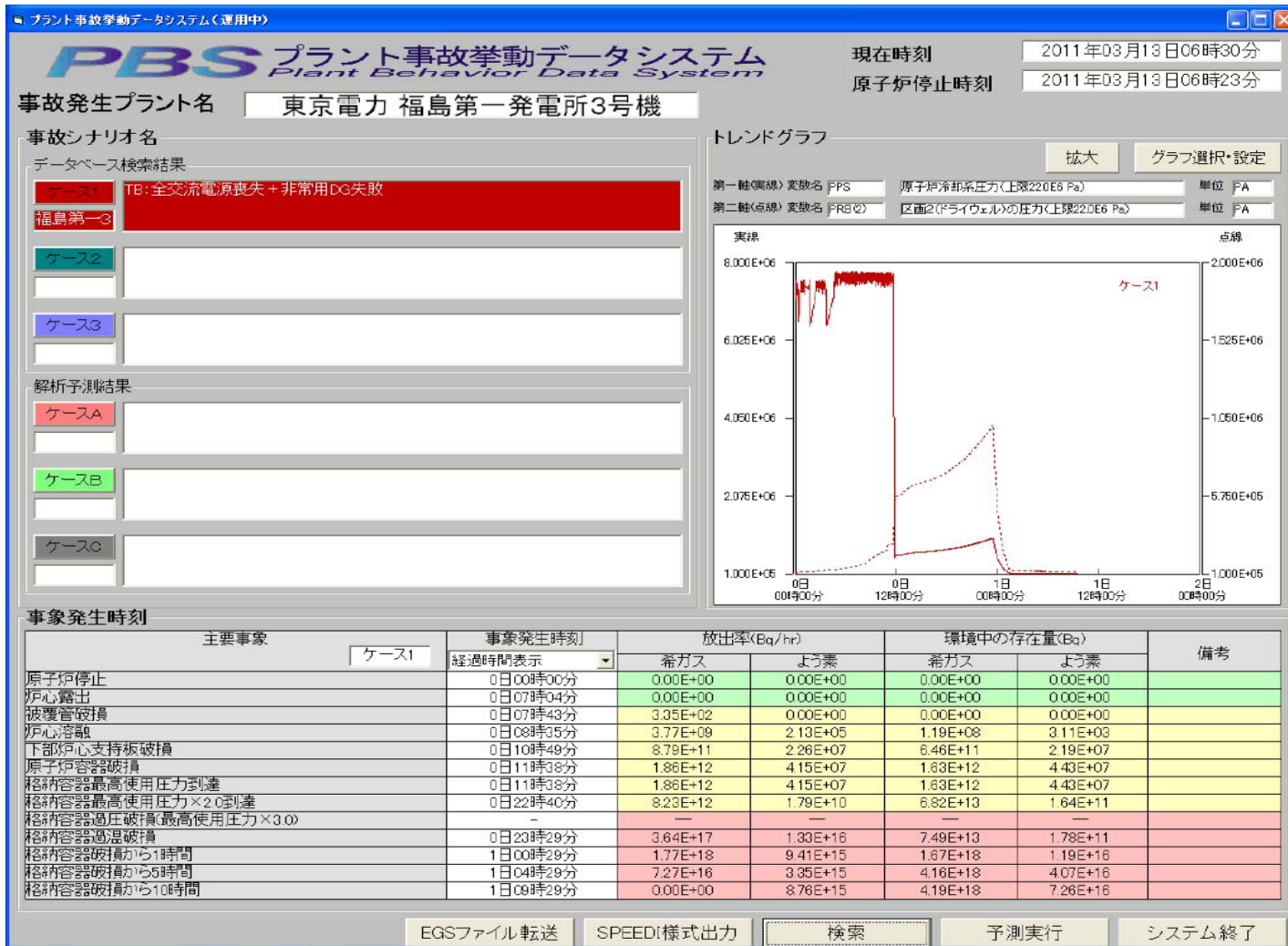
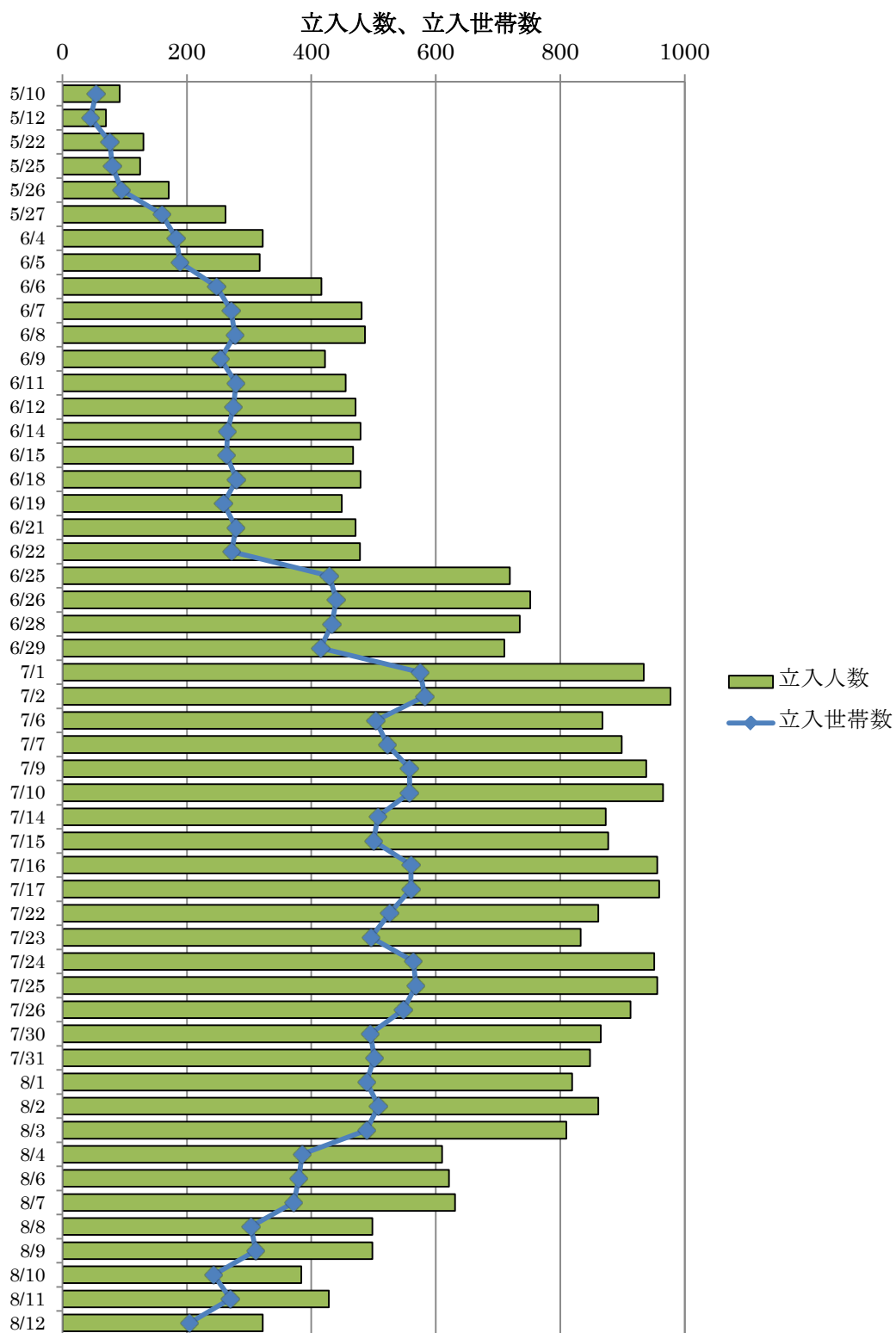


図3. 3号機の事故進展に関するデータ

This page intentionally left blank

住民の立入り実績の推移



This page intentionally left blank

事故発生後 1 年間の積算線量が 20mSv を超えると推定される特定の地点への対応について

平成 23 年 6 月 16 日
原子力災害対策本部

1. 年間 20mSv 超線量地点に対する政府としての対応

- ・ 計画的避難区域及び警戒区域の外であって、計画的避難区域とするほどの地域的な広がりが見られない一部の地域で事故発生後 1 年間の積算線量が 20 mSv を超えると推定される空間線量率が続いている地点が複数存在している。
- ・ 当該地点については、そこを離ればより低い線量であることから、必ずしも生活全般を通じて年間 20 mSv を超える懸念は少ない。年間 20 mSv が ICRP 等が示す参考レベルの範囲で最も低い数値を採用していることを踏まえれば、線量の高い地域が面的に広がっている計画的避難区域とは異なり、安全性の観点から政府として一律に避難を指示したり、産業活動を規制すべき状況にはない。
- ・ 他方で、こうした状況に不安を感じる住民がいることは当然であり、また、生活形態によっては、年間 20 mSv を超える可能性も否定できないことから、政府として対応を行うことも重要。このため、当該地点を「特定避難勧奨地点」とし、そこに居住する住民に対して、注意を喚起し、避難を支援、促進する必要がある。

2. 仕組み

- ・ 当該地点は一律に避難を求めるほどの危険性はなく、今般の対応は住民に対する注意の喚起と支援表明である。他方で、地点近辺の住民の安全・安心の確保に万全を期す観点から、政府として対応を行う地点を特定し、この地点に対してしっかりと対策を講じていくことを対外的にも明確にしていく。

<具体的な仕組み>

- (1) 文部科学省は、当該地点近傍のより詳細なモニタリングを行い、その結果年間 20 mSv を超えると推定される空間線量率が測定されれば、現地対策本部を通じ、速やかに福島県知事及び関係市町村長に連絡。

- (2) 現地対策本部、福島県、関係市町村で協議し、除染が容易でない年間20 mSv を超える地点を「特定避難勧奨地点」として住居単位で特定。現地対策本部長が、当該市町村に、文書で通知。
- (3) 市町村は、「特定避難勧奨地点」に該当する住居に対して、例えば、モニタリングの結果、放射線の影響、活用できる支援措置、説明会の日程等についての説明資料を添付して、個別に通知。市町村は、避難した世帯に被災証明を発行。
特に、妊婦や子供のいる家庭等の避難を促していただけるよう、自治体と相談していく。
- (4) モニタリングを定期的を実施し、その結果に基づき、現地対策本部、福島県、関係市町村で協議し、解除は柔軟に行うこととする。
- (注) 今回は、例えば、対象地点に、50世帯あり、このうち20世帯が生活形態や家族形態を考え、避難を希望するという事態に対応。残る30世帯は、避難を求められるものではない。

伊達市における特定避難勧奨地点の設定について

平成23年6月30日
原子力災害現地対策本部

平成23年6月16日付け「事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される特定の地点への対応について」（原子力災害対策本部）に基づき、原子力災害現地対策本部、福島県及び伊達市による協議を踏まえ、原子力災害現地対策本部は、下記の地区の住居に対し「特定避難勧奨地点」を設定し、本日、伊達市に通知いたしました。

今後、伊達市は対象となった住居の世帯に対し、個別に通知します。

また、原子力災害対策本部は、特定避難勧奨地点に設定された住居に対して、避難等に関する支援を行うとともに、当該地区のモニタリングを継続的に行ってまいります。

記

伊達市霊山町上小国の一部	30地点（32世帯）
伊達市霊山町下小国の一部	49地点（54世帯）
伊達市霊山町石田の一部	19地点（21世帯）
伊達市月舘町月舘の一部	6地点（6世帯）

以上

This page intentionally left blank

南相馬市における特定避難勧奨地点の設定について

平成23年7月21日
原子力災害現地対策本部

平成23年6月16日付け「事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される特定の地点への対応について」（原子力災害対策本部）に基づき、原子力災害現地対策本部、福島県及び南相馬市による協議を踏まえ、原子力災害現地対策本部は、下記の地区の住居に対し「特定避難勧奨地点」を設定し、本日、南相馬市に通知いたしました。

今後、南相馬市は対象となった住居の世帯に対し、個別に通知します。

また、原子力災害対策本部は、特定避難勧奨地点に設定された住居に対して、避難等に関する支援を行うとともに、当該地区のモニタリングを継続的に行ってまいります。

記

南相馬市鹿島区 ^{じまぼら} 檜原の一部	1地点（1世帯）
南相馬市原町区 ^{おおがい} 大谷の一部	13地点（14世帯）
南相馬市原町区 ^{おおはら} 大原の一部	21地点（21世帯）
南相馬市原町区 ^{たかのくら} 高倉の一部	22地点（23世帯）
合計	57地点（59世帯）

以上

This page intentionally left blank

南相馬市における特定避難勧奨地点の設定について

平成23年8月3日
原子力災害現地対策本部

平成23年6月16日付け「事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される特定の地点への対応について」（原子力災害対策本部）に基づき、6月27日のモニタリング結果を踏まえ、原子力災害現地対策本部は、7月21日に、南相馬市の57地点（59世帯）に対し「特定避難勧奨地点」を設定しました。

今回、7月13、18及び21日のモニタリング結果等を踏まえ、原子力災害現地対策本部は、福島県及び南相馬市との協議の上、本日、下記の地区の住居に対し「特定避難勧奨地点」を設定し、福島県及び南相馬市に通知いたしました。なお、今回の特定地点には、7月21日の設定時に家族構成の確認ができていなかった住居が含まれています。

今後、南相馬市は対象となった住居の世帯に対し、個別に通知します。

原子力災害対策本部は、特定避難勧奨地点に設定された住居に対して、避難等に関する支援を行うとともに、当該地区のモニタリングを継続的に行ってまいります。

記

南相馬市鹿島区 ^{じさばら} 禧原の一部	1地点（2世帯）
南相馬市原町区 ^{おおが} 大谷の一部	3地点（3世帯）
南相馬市原町区 ^{おおはら} 大原の一部	18地点（19世帯）
南相馬市原町区 ^{たかのくら} 高倉の一部	9地点（11世帯）
南相馬市原町区 ^{おしがま} 押釜の一部	3地点（3世帯）
南相馬市原町区 ^{かたくら} 片倉の一部	2地点（2世帯）
南相馬市原町区 ^{ばば} 馬場の一部	29地点（32世帯）
合計	65地点（72世帯）

以上

This page intentionally left blank

川内村における特定避難勧奨地点の設定について

平成23年8月3日
原子力災害現地対策本部

平成23年6月16日付け「事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される特定の地点への対応について」（原子力災害対策本部）に基づき、原子力災害現地対策本部、福島県及び川内村による協議を踏まえ、原子力災害現地対策本部は、下記の地区の住居に対し「特定避難勧奨地点」を設定し、本日、川内村に通知いたしました。

今後、川内村は対象となった住居の世帯に対し、個別に通知します。

また、原子力災害対策本部は、特定避難勧奨地点に設定された住居に対して、避難等に関する支援を行うとともに、当該地区のモニタリングを継続的に行ってまいります。

記

川内村大字下川内字三ツ石・勝追の一部	1地点（1世帯）
合計	1地点（1世帯）

以上

This page intentionally left blank

警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域及び特定避難勧奨地点がある地域の概要図
(平成23年8月3日現在)



This page intentionally left blank

平成23年6月30日

原子力安全・保安院

「特定避難勧奨地点」での生活について

本日、「特定避難勧奨地点」における生活について、とりまとめましたのでお知らせします。

(本発表資料のお問い合わせ)

原子力安全・保安院

原子力安全広報課：渡邊、塩見

電話：03-3501-1505

03-3501-5890

「特定避難勧奨地点」での生活について

平成 23 年 6 月 30 日
原子力被災者生活支援チーム

1. 特定避難勧奨地点について

「特定避難勧奨地点」は、生活形態によっては1年間同じ地点に継続して居住し続けた場合に、積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれがありますが、通勤や通学、買い物を行う場所を含めた生活圏全体に広がるほどの地域的な広がりはありません。

このことから、通常の生活を行うなかで積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれは小さく、この地点に継続して居住しても差し支えありません。

また、以下の点に留意することで受ける放射線の量を低減することが可能です。

(生活上の留意事項)

- ・ 外出時は通常の服装（夏季であれば薄着でも）で問題ないが、気になるようであれば、マスクをする。
- ・ 屋外での活動後には、手や顔を洗い、うがいをする。
- ・ 土や砂を口に入れないように注意する（特に乳幼児は、砂場の利用を控えるなど注意が必要。）。
- ・ 土や砂が口に入った場合には、よくうがいをする。
- ・ 帰宅時の靴の泥をできるだけ落とす。
- ・ 河川水、雨水は飲料に用いない。
- ・ 蛇口からの上水は、摂取制限がなければ、飲用して問題ない。
- ・ 家庭菜園で作られた野菜等を食べる場合は、十分に水で洗う等の措置を行う。
- ・ 市場に出回っている食品は、飲食して問題ない。
- ・ 風の強い時はできるだけ屋外での活動を避ける。
- ・ 土ぼこりや砂ぼこりが多いときには窓を閉める。
- ・ 屋外でほこり等が多いところでの喫煙、飲食等を避ける。
- ・ エアコンの使用は問題ない。
- ・ 屋外に長時間いたペットを屋内にいれる時や、触れる際には体を拭く。

2. 特定避難勧奨地点における作業・業務について

特定避難勧奨地点においては、通常の生活における作業及び農業を含む産業活動に伴う業務を行っても、20 ミリシーベルトに達するおそれは小さく、作業等を行っても差し支えありません。

また、以下の点に留意することで受ける放射線の量を低減することが可能です。なお、泥や落葉が蓄積している街渠・側溝（雨水溝）や家屋の雨樋、建物の吸気設備などの近傍で作業をする場合については、別途3. をご覧ください。

（作業上の留意事項）

- ・ 屋外での作業は最小限とし、できるだけ長時間にならないようにする。
- ・ 屋外作業時は通常の服装（夏季であれば薄着でも）で問題ないが、気になるようであれば、マスクをする。
- ・ 屋外での作業後に手や顔を洗い、うがいをする。
- ・ 帰宅時には靴の泥をできるだけ落とす。
- ・ 屋外でほこり等が多いところでの喫煙、飲食等を避ける。

3. 環境中から受ける放射線の量を低減する取組みについて

泥や落葉が蓄積している街渠・側溝（雨水溝）・水路及びそれらが回収されて堆積している所の清掃や堆積物の回収作業並びに家屋の雨樋、吸気設備の清掃作業は、生活環境に存在する放射性物質の量を大きく減らすことができます。

これらの作業を行う場合には、以下の事項を守った上で実施してください。

- ・ 事前に計画を立てた上で、長時間の作業にならないようにするとともに、作業回数を必要最小限にとどめる。
- ・ マスク、ゴム手袋、ゴム長靴、長袖等を着用する。
- ・ 作業後に手足・顔等の露出部分をよく洗い、うがいをする。
- ・ 作業後に屋内に入る際には、靴の泥をなるべく落とすととともに、服を着替えるなど、泥、ちりやほこり等を持ち込まないようにする。

ただし、作業が長時間に及ぶ場合や、除去した汚泥や落葉などの置き場所や、それらを処分する方法など管理が困難な場合には、無理に作業は行わず国や県、市町村に相談してください。

4. その他

特定区域勧奨地点については、定期的にモニタリングを行い、その結果について、住民の方に情報提供を行っていきます。また、モニタリングの結果に基づき、20 ミリシーベルトに達するおそれなくなった場合には地点の解除についても柔軟に行っていきます。

県民健康管理調査の概要

平成23年6月18日

福島県「県民健康管理調査」検討委員会

基本調査

対象者：平成23年3月11日時点での県内居住者（県外避難者を含む）
（住民票異動のない滞在者等については、広報等により参加呼びかけ）
方 法：自記式質問票
内 容：3月11日以降の行動記録（被ばく線量の推計評価）
食事の状況 等
実施時期：平成23年8月（先行調査の状況による）

詳細調査

対象者：避難区域等の住民／基本調査の結果必要と認められる者（約20万人を想定）
方 法：健診方式（調査会場または医療機関等において実施）
内 容：質問紙調査（生活習慣、こころの健康度 等）
身体計測、血液検査、尿検査（血液、尿の一部は保存）
※小児甲状腺検査（実施時期未定）
実施時期：未定

- ・調査結果については、データベース化を図り、長期的に管理する。
- ・次年度以降も調査は継続するが、その調査間隔、内容については検討中。

先行調査

基本調査を先行的に実施し、調査上の課題を明らかにし、その解決を図った上で全県的に実施するために行う。（6月下旬）

対象者：対象地域に居住または居住していた住民

対象地域：浪江町、飯舘村、川俣町山木屋地区

調査内容：基本調査に同じ

その他：内部被ばく検査の対象者選定の方法等については、対象町村と協議する。

(参考)

福島県における県民健康管理の取組み

1. 背景

原発事故の長期化により、県民は、「自身が受けた放射線量がわからない」「将来の健康影響が心配」など、大きな不安を抱え、ストレスが増大している。また、「基本的な情報の不足」や「情報の質のばらつき」がこれに拍車をかけている。

これらの不安・ストレス、さらには避難所生活の長期化等により、基礎疾患が悪化する等、心身の健康状態が悪化する可能性が増大している

2. 目的

原発事故に係る県民の不安の解消、長期にわたる県民の健康管理による安全・安心の確保

3. 取組み

(1) 県民健康管理調査

①目的

被ばく線量を推計、提示し、不要な不安を払拭
調査結果を踏まえ、長期的な健康管理を実施

②内容

「基本調査」と「詳細調査」により構成

基本調査の先行的な取組みを、地域を限定して実施

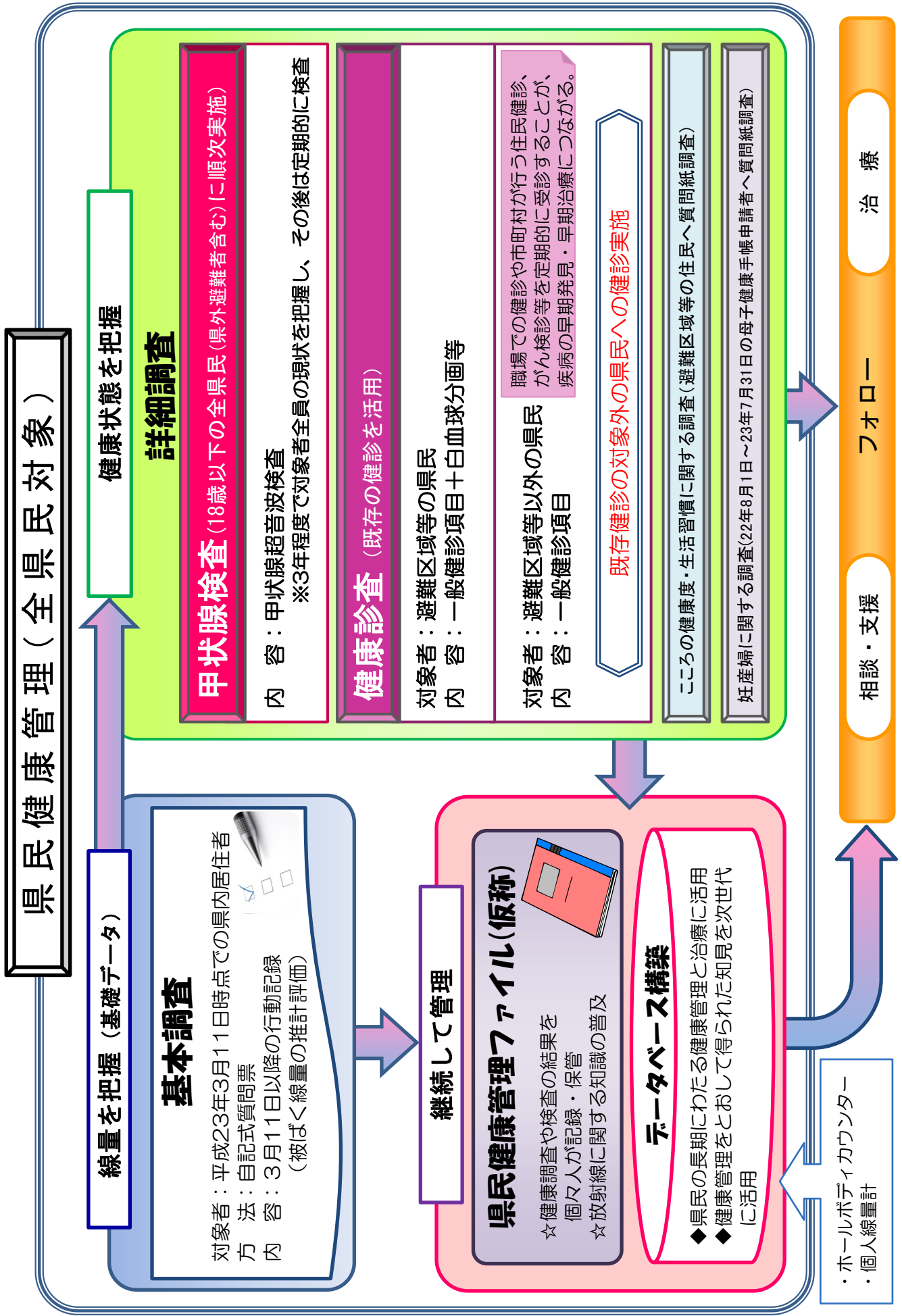
※本調査の一環として、内部被ばく検査の開始

(2) 県民の安心を確保するための取組み

- ・ 住民への説明
- ・ 医療関係者を対象とした研修会 等

(3) 保健医療サービスの提供

引き続き、住民健診、健康相談等を実施するとともに、必要に応じ、適当な保健医療サービスに結びつけることにより、住民の健康状態の悪化を予防する。



This page intentionally left blank

食品衛生法の規定に基づく食品中の放射性物質に関する暫定規制値

核 種	食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）の規定に基づく食品中の放射性物質に関する暫定規制値 (Bq/kg)	
放射性ヨウ素 (混合核種の代表核種： ¹³¹ I)	飲料水	300
	牛乳・乳製品 注)	
	野菜類 (根菜、芋類を除く。)	2,000
	魚介類	
放射性セシウム	飲料水	200
	牛乳・乳製品	
	野菜類	500
	穀類	
	肉・卵・魚・その他	
ウラン	乳幼児用食品	20
	飲料水	
	牛乳・乳製品	
	野菜類	100
	穀類	
	肉・卵・魚・その他	
プルトニウム及び超ウラン元素 のアルファ核種 (²³⁸ Pu, ²³⁹ Pu, ²⁴⁰ Pu, ²⁴² Pu, ²⁴¹ Am, ²⁴² Cm, ²⁴³ Cm, ²⁴⁴ Cm 放射能濃度の 合計)	乳幼児用食品	1
	飲料水	
	牛乳・乳製品	
	野菜類	10
	穀類	
	肉・卵・魚・その他	

注) 100 Bq/kg を超えるものは、乳児用調製粉乳及び直接飲用に供する乳に使用しないよう指導すること。

This page intentionally left blank

要 約

2011年3月11日に、東日本大震災に伴い東京電力福島第一原子力発電所において事故が発生し、周辺環境から通常よりも高い程度の放射能が検出されたことを受けて、厚生労働省は、当面の間、原子力安全委員会により示された「飲食物摂取制限に関する指標」を暫定規制値とした。この暫定規制値は、緊急を要するために食品健康影響評価を受けずに定めたものであることから、厚生労働大臣は、2011年3月20日、食品安全基本法第24条第3項に基づき、食品安全委員会に食品健康影響評価を要請した。

今回、食品健康影響評価を行うに当たっては、原子放射線に関する国連科学委員会及び米国毒性物質疾病登録機関の放射性物質に関する報告書に引用されている文献、国際放射線防護委員会、世界保健機関が公表している資料に加え、その他放射性物質に関連する文献等を幅広く検討の対象とした。なお、経口摂取による放射性物質の健康影響に関する文献は限られていることから、経口摂取による内部被ばくの報告に限らず、また、化学物質としての毒性に関する報告も含め、広く知見を収集した。

個別の核種としては、厚生労働省により暫定規制値が定められている放射性ヨウ素、放射性セシウム、ウラン、並びにプルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種（アメリシウム、キュリウム）、さらに放射性ストロンチウムについて検討を行ったが、検討を行った各核種について、経口摂取による健康影響に関するデータは乏しかった。

放射線による影響よりも化学物質としての毒性がより鋭敏に出ると判断されたウランについては、耐容一日摂取量（TDI）を設定することとした。

ウラン以外の核種については、甲状腺への影響が大きく、甲状腺がんが懸念される放射性ヨウ素、及び食品中からの放射性物質の検出状況等を勘案すると、現状では、食品からの放射性物質の摂取に関して最も重要な核種と考えられた放射性セシウムも含め、個別に評価結果を示すに足る情報は得られなかった。

以上のことを踏まえ、低線量放射線の健康影響に関する検討を行い、その結果をとりまとめた。ただし、ウランについてはTDIを設定した。

疫学データには種々の制約が存在するが、そうした制約を十分認識した上で、本ワーキンググループにおいては、入手し得た文献について検討を重ね、研究デザインや対象集団の妥当性、統計学的有意差の有無、推定曝露量の適切性、交絡因子の影響、著者による不確実性の言及等の様々な観点から、本評価において参考にし得る文献か否かについて整理した。

その結果、成人に関して、低線量での健康への影響がみられた、あるいは高線量での健康への影響がみられなかったと報告している大規模な疫学データに基づく次のような文献があった。

① インドの高線量地域での累積吸収線量 500 mGy 強において発がんリスクの増加がみられなかったことを報告している文献（Nair et al. 2009）

添付II-14

- 1 ② 広島・長崎の被爆者における固形がんによる死亡の過剰相対リスクについて、被ばく線
2 量 0～125 mSv の群で線量反応関係においての有意な直線性が認められたが、被ばく線
3 量 0～100 mSv の群では有意な相関が認められなかったことを報告している文献
4 (Preston et al. 2003)
- 5 ③ 広島・長崎の被爆者における白血病による死亡の推定相対リスクについて、対照 (0 Gy)
6 群と比較した場合、臓器吸収線量 0.2 Gy 以上で統計学的に有意に上昇したが、0.2 Gy
7 未満では有意差はなかったことを報告している文献 (Shimizu et al. 1988)

8

9 以上から、本ワーキンググループが検討した範囲においては、放射線による影響が見い
10 だされているのは、通常の一般生活において受ける放射線量を除いた生涯における累積の
11 実効線量として、おおよそ 100 mSv 以上と判断した。

12

13 小児に関しては、より影響を受けやすい可能性（甲状腺がんや白血病）があると考えら
14 れた。

15

16 100 mSv 未満の線量における放射線の健康影響については、疫学研究で健康影響がみら
17 れたとの報告はあるが、信頼のおけるデータと判断することは困難であった。種々の要因
18 により、低線量の放射線による健康影響を疫学調査で検証し得ていない可能性を否定する
19 こともできず、追加の累積線量として 100 mSv 未満の健康影響について言及することは現
20 在得られている知見からは困難であった。

21

22 ウランについては、ラットの 91 日間飲水投与試験における全投与群で認められた腎尿細
23 管の変化（雌雄に尿細管上皮核の小嚢状の変形、雄では、近位尿細管の拡張、尿細管基底
24 部の核の管腔側への変位、及び細胞質の空胞変性）より、LOAEL はウランとして 0.06
25 mg/kg 体重/日であった。この試験では離乳期のラット（雌雄、各投与群 15 匹）が用いら
26 れ、病理組織学的検査を含め幅広い検査が行われており、この試験における LOAEL に不
27 確実係数を適用して TDI を算出することが適切であると考えられた。この試験における腎
28 臓に対する影響及び体内動態においては、排泄が速く、定常状態にあると判断されること
29 から、91 日間の亜慢性試験による追加の不確実係数は不要と考えられた。ウランは腎臓か
30 ら速やかに排泄されることを考慮して、不確実係数は 300（種差 10、個体差 10、LOAEL
31 から NOAEL への外挿 3）を適用することが適当と判断した。したがってウランの LOAEL
32 を 0.06 mg/kg 体重/日とし、不確実係数 300 を適用したところ、ウランの TDI は 0.2 µg/kg
33 体重/日となった。

34

35

36

別紙

平成23年8月4日

検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方

原子力災害対策本部

I 趣旨

平成23年3月17日に食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく放射性物質の暫定規制値が設定され、4月4日付けでそれまでに得られた知見に基づき「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」を取りまとめた。その後、食品からの放射性ヨウ素の検出レベルが低下する一方、一部の食品から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されていることを踏まえ、現時点での知見に基づき、食品の出荷制限等の要否を適切に判断するための検査計画、検査結果に基づく出荷制限等の必要性の判断、出荷制限等の解除の考え方を再整理した。

なお、本改正は放出された放射性物質の性質及び食品からの検出状況等を踏まえ、事故直後の放射性ヨウ素の降下による影響を受けやすい食品に重点を置いたものから、放射性セシウムの影響及び国民の食品摂取の実態等を踏まえたものに充実しようとするものである。

運用に当たっては、これまでに得られている知見(放射性物質の降下・付着、水・農地土壌・大気からの移行、生産・飼養管理による影響等)を踏まえて対応する。

引き続き、地方自治体の放射性物質の検査の実施体制を随時把握するとともに、中長期的な検査体制確保についても関係省庁において検討する。

II 地方自治体の検査計画

1 基本的考え方

「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」(平成14年3月)の追加要件を設定。

2 対象自治体

(1) 総理指示対象自治体及びその隣接自治体

福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県、宮城県、岩手県、青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、埼玉県、東京都、山梨県、静岡県

(2) 放射性物質の検出状況等を踏まえ、別途指示する自治体

3 対象品目

(1) 暫定規制値を超える放射性物質が検出された品目

ア 野菜類等（露地物を優先して選択）

ホウレンソウ、コマツナ等非結球性葉菜類、カブ、キャベツ、ブロッコリー、パセリ、セリ、ウメ、原木しいたけ（露地栽培）、たけのこ、くさそてつ、生茶、荒茶、製茶

イ 乳

乳

ウ 水産物

イカナゴ稚魚、シラス、アイナメ、エゾイソアイナメ、ホッキガイ、ムラサキイガイ、キタムラサキウニ、ワカメ、アラメ、ヒジキ、ワカサギ、ヤマメ、アユ、ウグイ

エ 肉

牛肉

(2) 国民の摂取量を勘案した主要品目

（参考）国民健康栄養調査の摂取量上位品目（平成20年調査より）

米、飲用茶、牛乳、ダイコン・キャベツ・ハクサイ・タマネギ・キュウリ等の淡色野菜、ニンジン・ホウレンソウ・トマト等の緑黄色野菜、卵、豚肉、ジャガイモ・サツマイモ・サトイモ等のイモ類、柑橘類、リンゴ・ブドウ・ナシ等の果

- 実類、魚介類、きのこ類、鶏肉、牛肉、藻類等
- (3) 当該自治体において出荷制限を解除された品目
 - (4) その他国が別途指示する品目
 - (5) 上記のほかの対象品目
 - ア 生産状況を勘案した主要農産物
 - イ 市場において流通している食品（生産者情報が明らかなもの）

なお、広域に回遊する水産物については国が自治体に別途指示する。

4 検査対象区域等の設定

地域的な広がり把握するため、生産・水揚げ等の実態や産地表示の状況も踏まえて、自治体はその県域を適切な区域に分け、当該区域毎に複数市町村で検体を採取する。

検査は検査対象区域内の複数の市町村を対象とし、市町村の選択に当たっては、食品から暫定規制値を超えた放射性物質が検出された市町村を優先的に対象とするほか、土壌中のセシウム濃度、環境モニタリング検査結果を勘案する。

5 検査の頻度

品目の生産・出荷等の実態に応じて計画し、定期的（原則として曜日などを指定して週1回程度）に実施すること。出荷時期が限定されている品目については出荷開始3日前以降の出荷初期の段階で検査を実施し、その他の品目については定期的に検査を実施する。

ただし、暫定規制値を超える又は近い放射性物質が検出された場合は検査を強化する。

検査頻度については、必要に応じて国が自治体に別途指示することがある。

Ⅲ 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

1 品目

暫定規制値を超えた品目について、生産地域の広がりがあると考えられる場合、当該地域・品目を対象とする。

2 区域

JAS法上の産地表示義務が県単位までであることも考慮し、県域を原則とする。ただし、県、市町村による管理が可能であれば、県内を複数の区域に分割することができる。

3 制限設定の検討

- (1) 検査結果を踏まえ、個別品目ごとに検討する。
- (2) 制限設定の検討に当たっては、検査結果を集約の上、要件への該当性を総合的に判断する。必要に応じて追加的な検査の指示を行う。
- (3) 暫定規制値を超える品目について、地域的な広がりが不明な場合には、周辺地域を検査して、出荷制限の要否及び対象区域を判断する。
- (4) 著しい高濃度の値が検出された品目については、当該品目の検体数にかかわらず、速やかに摂取制限を設定する。

Ⅳ 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除

1 解除の申請

当該地方自治体からの申請による。

2 解除対象の区域

集荷実態等を踏まえ、県内を複数の区域に分割することができる。

3 解除の条件

(1) 放射性ヨウ素の検出値に基づき指示された出荷制限等

当該区域毎に原則として複数市町村で1週間ごとに検査し、検査結果が3回連続、暫定規制値以下とする（過去に暫定規制値を超えた市町村は必ず検査し、その他の市町村は原則として同一市町村での検査は行わない）。

(2) 放射性セシウムの検出値に基づき指示された出荷制限等

当該区域毎に原則として1市町村当たり3か所以上、直近1か月以内の検査結果がすべて暫定規制値以下とする（過去に暫定規制値を超えた市町村は必ず検査する）。

なお、解除の判断にあたっては、福島第1原子力発電所の事故の状況も考慮する。

4 解除後の検査

上記3と同様の検査を行い、暫定規制値を超えた場合には必要な措置をとる。

V その他

I から V の内容については、必要に応じて国が地方自治体に別途指示することがある。

別添 個別品目の取扱い

ア 野菜類・果実類等

別添 1

イ 乳

別添 2

ウ 茶

別添 3

エ 水産物

別添 4

才 麦類
別添 5

力 牛肉
別添 6

キ 米
別添 7

別添1

野菜類・果実類等

1 対象自治体の検査計画

主要品目・主要産地については、原則として出荷開始3日前から出荷初期段階で検査を行い、問題が無い場合には、月単位で間隔をあけて定期的に検査を実施する。

2 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

(1) 区域

県、市町村等による管理が可能な場合には、出荷単位も踏まえ市町村など地理的範囲が明確になる単位で設定・解除することができる。

(2) 品目

個別品目ごとに設定・解除することを原則とする。ただし、指標作物を設定し、品目群として設定・解除することができる。また、県、市町村等によるハウスものと露地ものの分別管理が可能であれば、栽培方法別に設定・解除することができる。

3 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除

(1) 解除の条件

土壌中の放射性セシウムが野菜類・果実類等に移行することを考慮し、以下のとおりとする。

ア 解除しようとする地域内の解除しようとする品目の出荷地域から原則として1市町村当たり3か所以上検体採取地点を選定(可能な限り、出荷制限を判断した際の検体採取地点において検体を採取する。)

イ 各採取地点から検体を採取し、検査

ウ 解除しようとする区域内の当該品目の採取ポイントの全てについて、直近1か月以内の検査結果が暫定規制値以下(不検出を含む。)となる場合に、当該区域の当該品目を解除する。

なお、出荷制限等の対象区域における当該品目の出荷が終了した場合には、当該品目の次期出荷開始予定3日前からの検査結果により出荷制限等を解除することができる。

(2) 解除後の検査

解除後も、出荷が継続している間は、定期的に検体の採取・検査を行い、結果を公表する。

検査頻度については、直近1か月の検査結果が、放射性ヨウ素及び放射性セシウムとも全て暫定規制値を安定的に下回る場合には、概ね月1回程度とすることができる。

別添2

乳

1 対象自治体の検査計画

(1) 検体採取

クーラーステーション又は乳業工場(又は乳業工場に直接出荷している全ての者)単位で検体採取を行う。

(2) 検査の頻度

原則として、概ね2週間ごとに継続的に検体を採取し検査する。

2 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

(1) 区域

県内を複数の区域に分割する場合は、クーラーステーション又は乳業工場(又は乳業工場に直接出荷している全ての者)単位に属する市町村単位で設定する。

(2) 制限設定の検討

上記1の検査の結果、暫定規制値を超える放射性物質が検出された場合には、他の区域の検査結果を考慮の上、追加検査の必要性、出荷制限の要否及びその区域を判断する。

3 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除

(1) 解除の条件

クーラーステーション又は乳業工場(又は乳業工場に直接出荷している全ての者)単位で検体を採取し分析を行い、要件を満たす場合には、その単位に属する市町村単位で解除する。

なお、放射性ヨウ素については、3回連続100Bq/kg以下(不検出含む)とする。

(2) 解除後の検査

解除後も、定期的に検体の採取、分析を行い、結果を公表する。

検査頻度については、直近1か月の検査結果が、放射性ヨウ素及び放射性セシウムとも全て暫定規制値を安定的に下回る場合には、概ね2週間ごととすることができる。

別添3

茶

1 対象自治体の検査計画

茶の検査は、一番茶、二番茶等、茶期ごとに実施する。主要産地において、原則として1回以上、出荷開始3日前から出荷初期段階において、荒茶について検査を実施する。

2 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

県、市町村等による管理が可能であれば、出荷単位も踏まえ市町村など地理的範囲が明確になる単位で設定・解除することができる。

3 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除

(1)解除の条件

出荷制限等の解除に当たっては、出荷制限を受けた次の茶期以降において、解除しようとする区域内から原則として1市町村当たり3か所以上の地点において(可能な限り、出荷制限を判断した際の検体採取地点において検体を採取する。)検体を採取し、検査を実施する。

検査の結果、解除しようとする地域内の採取地点の全てについて、放射性セシウムの濃度が暫定規制値以下(不検出を含む)となる場合に、出荷制限を解除する。

(2)解除後の措置

解除後も、茶期ごとに検査を実施し、結果を公表する。

別添4

水産物

1 検査計画の策定及び検査の実施

検査は、主要品目・主要漁場において、以下により計画的に実施する。なお、同一品目であっても、養殖ものと天然ものは区分して検査を実施する。

(1) 検査対象区域等の設定

検査対象区域等については、環境モニタリングの状況も考慮しつつ、以下により設定する。

① 内水面魚種(例:ヤマメ、ワカサギ、アユ)

河川、湖沼等の漁業権の範囲等を考慮して、県域を適切な区域に分け、区域毎の主要地域において検体を採取する。

② 沿岸性魚種等

水揚げや漁業管理(漁業権の範囲、漁業許可の内容等)の実態等を踏まえ、対象魚種等の漁場・漁期を考慮して、県沖を適切な区域に分け、当該区域の主要水揚げ港等において検体を採取する。

表層(例:コウナゴ)、中層(例:スズキ、タイ)、底層(例:カレイ、アナゴ)、海藻等の生息域を考慮して、漁期ごとの主要な品目を選定する。

③ 回遊性魚種(カツオ、イワシ・サバ類、サンマ、サケ等)

回遊の状況等を考慮して、漁場を千葉県から岩手県の各県沖(県境の正東線で区分)に区分して、当該区域の主要水揚げ港等において検体を採取する。

(2) 検査の頻度

① 原発事故による排水の状況等に留意しつつ、漁期開始前に検査を実施する。

② 漁期開始後は、原則として週1回程度実施する。直近1か月の検査の結果が、暫定規制値を安定的に下回る場合は、検査頻度を下げる(2週ごとなど)ことができる。

2 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

(1) 品目・区域

個別品目ごとに漁場単位で設定・解除することを原則とする。また、天然ものと養殖ものを区分することができる。

なお、回遊性魚種を対象とするものなど、指示対象品目を漁獲する漁業が農林水産大臣が許可を行う漁業の場合は、農林水産大臣に対して指示を行う。

(2) 制限設定の検討

漁場・魚種毎に以下の検査を実施し、その検査結果に応じ、出荷制限の要否及び漁場の区域を判断する。さらに必要に応じ広がり进行调查する。

① 内水面魚種

暫定規制値を超える値が検出された漁場の漁業権の範囲も考慮し、周辺の漁場(河川の上流・下流又は本・支流等)を検査する。

② 沿岸性魚種等

暫定規制値を超える値が検出された漁場の水揚げ実態、漁業の許可、漁業権の範囲等も考慮し、周辺の漁場を検査する。

③ 回遊性魚種

原発事故の影響や、回遊に伴い漁場が移動することも考慮し、暫定規制値を超える値が検出された漁場(各県沖)又はその周辺の漁場を検査する。

注 出荷制限を設定する場合には、対象品目の産地表示に漁場を適切に記載するよう指導する。

3 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除の条件

(1) 解除対象の区域

水揚げや漁業管理(漁業権の範囲、漁業許可の内容等)の実態等を考慮して、制限対象漁場を複数の区域に分割することができる。

(2) 解除の要件

① 内水面魚種

天候等による汚染状況の変動を考慮し、解除しようとする漁場の範囲から、原則として複数漁場で概ね1週間ごとに検査し(3回程度)、直近1か月以内の検査結果が全て暫定規制値以下とする。過去に暫定規制値を超える値が検出された場所では検査する(ただし、検体が採取できない場合はこの限りでない。)

② 沿岸性魚種等

解除しようとする漁場の範囲から、原則として3か所以上の検査結果(直近1か月以内のものに限る。)が全て暫定規制値以下とする。ただし、定着

性の貝類、甲殻類又は海藻類、底魚類等移動性の低い種の場合は、過去に暫定規制値を超える値が検出された場所では検査する(ただし、検体が採取できない場合はこの限りでない。)

③回遊性魚種

解除しようとする漁場の範囲から、原則として3か所以上の検査結果(直近1か月以内のものに限る。)が全て暫定規制値以下とする。

なお、出荷制限等の対象区域から区域外への回遊による魚群の移動や操業時期の終了などにより、制限区域における当該品目の漁獲等ができなくなった場合には、当該品目の次の漁獲等の開始前の段階での検査結果により出荷制限を解除することができる。

(3)解除後の措置

解除後も、漁獲が継続している間は、1-(2)-②に準じて検査を行い、結果を公表する。

別添5

麦類

1 対象自治体の検査計画・実施方法

麦類は、ほぼ全量を農協等が集荷し、製粉企業等の特定の実需者に販売されることから、ロットごとに安全性を確認することが可能である。このため、乾燥調製貯蔵施設(カントリーエレベーター)又は保管倉庫においてロット単位[※]で検査を実施する。

[※]乾燥調製貯蔵施設では貯蔵サイロごと、保管倉庫では概ね 300 トンを上限として農協等集荷業者ごとに麦種別に検査ロットを設定。

2 全ロット検査の実施と検査結果に基づく対応

(1)全ロット検査の実施方法

麦の出穂・開花時期の空間放射線量率が平常時の範囲(小数点以下第 2 位を四捨五入して $0.1 \mu\text{Sv/h}$ となる範囲)を超える地域、又は農地土壌(表層から 15 cmの深さで採取した土壌試料)中の放射性セシウム濃度が 1,000 Bq/kg 以上の地域においては、自治体が全ロット検査を実施する。

また、上記以外の地域において、自治体が地域ごとに最初のロットを検査した結果が、一定の水準を超過した場合には、全ロット検査を実施する。

(2)検査結果に基づく対応

検査の結果、暫定規制値を超えたロットについては、食品衛生法に基づき販売を行わない(原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限は適用しない)。

別添6

牛肉

1 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除

高濃度の放射性セシウムに汚染された稲ワラを原因とした、牛肉の暫定規制値超過に係る出荷制限の解除については、出荷制限指示後、適切な飼養管理の徹底や、以下による安全管理体制を前提に出荷制限の一部解除の申請があった場合は、これを認めることとする。

(1)特に指示する区域等については、全頭検査し、暫定規制値を下回った牛肉については、販売を認める。

(2)(1)以外の区域においては、全戸検査(農家ごとに初回出荷牛のうち1頭以上検査)し、暫定規制値を十分下回った農家については、牛の出荷・と畜を認めることとし、その後も定期的な検査の対象とする。

米

1 対象自治体の検査計画

米の検査については、市町村ごとに出荷開始前に実施する。

この場合、対象自治体は、土壌中のセシウム濃度、環境モニタリング検査の結果等を考慮して米の収穫前に行う調査等を勘案し、検査対象区域となる市町村、検査点数等の決定を行う。

2 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

県・市町村等による管理が可能であれば、市町村、旧市町村など地理的範囲が明確になる単位で設定することができる。

3 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除

平成23年産米に係る出荷制限については、解除を行わない。

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(8月29日 現在)

		福島県	
		出荷制限	摂取制限
	原乳	3/21～:(3市14町9村 ^{※1})	—
野菜類	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	3/23～:(2市7町3村 ^{※2}) (ホウレンソウ、カキナは3/21～)	3/23～:(2市7町3村 ^{※2})
	結球性葉菜類 (キャベツ等)		
	アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)		
	カブ		—
	原木しいたけ (露地)	4/13～:(4市7町3村 ^{※3}) 4/18～:(福島市) 4/25～:(本宮市)	4/13～:(飯館村)
	原木しいたけ (施設栽培)	7/19～:(伊達市、本宮市) 7/22～:(新地町)	—
	たけのこ	5/9～:(2市1町 ^{※4}) 5/13～:(2市2町1村 ^{※5})	—
	くさそてつ(こごみ)	5/9～:(福島市、桑折町)	—
	ウメ	6/2～:(福島市、伊達市、桑折町) 6/6～:(相馬市、南相馬市)	—
	ユズ	8/29～:(福島市、南相馬市)	—
水産物	イカナゴの稚魚	4/20～:(全域)	4/20～:(全域)
	ヤマメ(養殖を除く。)	6/6～:(秋元湖、榎原湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(酸川との合流点から上流の部分に限る。)、福島県内の阿武隈川(支流を含む。))及び真野川 6/17～:(真野川(支流を含む。))	—
	ウグイ	6/17～:(真野川(支流を含む。)) 6/27～:(阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。))	—
	アユ(養殖を除く。)	6/27～:(阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。))	—
肉	牛肉 ^{※6}	7/19～:(全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	—
		茨城県	
		出荷制限	摂取制限
その他	茶	6/2～:(全域)	—
		栃木県	
		出荷制限	摂取制限
肉	牛肉 ^{※6}	8/2～:(全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	—
その他	茶	6/2～:(鹿沼市、大田原市) 7/8～:(栃木市)	—
		千葉県	
		出荷制限	摂取制限
その他	茶	6/2～:(野田市、成田市、八街市、富里市、山武市、大網白里町) 7/4～:(勝浦市)	—
		神奈川県	
		出荷制限	摂取制限
その他	茶	6/2～:(小田原市、愛川町、真鶴町、湯河原町、清川村) 6/23～:(相模原市、松田町、山北町) 6/27～:(中井町)	—
		群馬県	
		出荷制限	摂取制限
その他	茶	6/30～:(渋川市、桐生市)	—
		宮城県	
		出荷制限	摂取制限
肉	牛肉 ^{※6}	7/28～:(全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	—
		岩手県	
		出荷制限	摂取制限
肉	牛肉 ^{※6}	8/1～:(全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)	—

※1 会津若松市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域。)、天栄村、檜枝岐村、只見町、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、棚倉町、玉川村、広野町、楡葉町、富岡町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域)、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

※2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村及び飯館村

※3 伊達市、相馬市、南相馬市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、飯館村、葛尾村及び川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)

※4 伊達市、相馬市、三春町

※5 南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、西郷村

※6 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。))及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示(福島県以外の地域): 8月29日現在

	出荷制限													
	茨城県		栃木県		群馬県		千葉県		神奈川県		宮城県		岩手県	
	全域	地域別	全域	地域別	全域	地域別	全域	地域別	全域	地域別	全域	地域別	全域	地域別
原乳	3/23~4/10 解除													
	3/21~4/17 解除 (右の地域を除く) 北茨城市、 高萩市	3/21~6/1 解除 那須塩原市、 塩谷町	3/21~4/8 解除	3/21~4/21 解除	3/21~4/27 解除	3/21~4/14 解除	3/21~4/21 解除 那須塩原市、 塩谷町	3/21~4/8 解除	3/21~4/8 解除	4/4~4/22解除 旭市、香取市、 多古町				
	3/21~4/17 解除													
野菜	カキナ													
	シュンギク、チンゲンサ イ、サンチュ									4/4~4/22解除 旭市				
ハセリ	3/23~4/17 解除									4/4~4/22解除 旭市				
セルリー										4/4~4/22解除 旭市				
肉	牛肉													
	豚肉													
その他	茶													
	その他	6/2~												

※ [] の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績：8月29日現在

摂取制限		地域別
		福島県
		全域
非結球性葉菜類(ホウレンソウ、コマツナ等)	3/23～	3/23～5/4解除：(白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、失祭町、楢倉町、西郷村、泉崎村、中島村、鯉川村) 3/23～5/11解除：(会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村) 3/23～5/25解除：(新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助高、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)) 3/23～6/7解除：(郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))、大玉村、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村) 3/23～6/23解除：(福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。))、大玉村)
	3/23～	3/23～4/27解除：(会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村) 3/23～5/4解除：(郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村) 3/23～5/11解除：(福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。))、大玉村、中島村、鯉川村) 3/23～5/25解除：(新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助高、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。))
結球性葉菜類(キャベツ等)	3/23～	3/23～4/27解除：(白河市、矢吹町、棚倉町、失祭町、楢倉町、西郷村、泉崎村、中島村、鯉川村) 3/23～5/4解除：(いわき市)
アブラナ科の花蕾類(ブロッコリー、カリフラワー等)	3/23～	3/23～5/11解除：(郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、小野町、天栄村、玉川村、平田村) 3/23～5/18解除：(会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、会津美里町、会津坂下町、湯川村、三島町、金山町、会津津町、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町)
原木しいたけ(露地)	-	4/13～
イカナゴの稚魚	4/20～	飯沼村

※ の箇所は、摂取制限の対象